

## 群馬デジタルイノベーションチャレンジ事業運営業務の仕様書

### 1 業務名

令和 8 年度 群馬デジタルイノベーションチャレンジ事業運営業務

### 2 事業の目的

- ① 子どもを取り巻く環境に関わらず、デジタルスキルを学ぶ機会の平等を図る
- ② DX の発想やデジタルスキルを活用し、地域課題の解決や新たな価値を創造するデジタル人材の育成

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 委託内容

#### (1) 地域 ICT クラブの開催

デジタルトランスフォーメーション課と連携し、令和 8 年度の対象として選定する地域（学童クラブ等）に対して、希望やニーズ等を把握した上で、県内 IT 関連企業のエンジニアや大学教授等を講師として地域 ICT クラブを開催する。

委託業務	<p>①企画・運営 講座企画、会場確保、受講申込管理、当日設営、子ども達の安全管理など</p> <p>②講師派遣 計 5 カ所程度、計 25 回を想定</p> <p>③教材・機材準備 講座運営に必要な物品の準備（小型コンピューターやポケット Wi-Fi、レンタル PC 等）</p>
対象地域	今後、公募予定
講座内容例	簡単なプログラミング技術等を活用したものづくり体験 など
講師例	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内 IT 関連企業エンジニア</li><li>・県内大学の教職員、研究者 など</li></ul> <p>※1 回当たり講師 1 名、補助者 2 名、運営スタッフ 3 名を基本とする</p> <p>※委託内容「(2) 高校等のデジタル関連部活動への講師派遣」の対象生徒をメンターとして派遣する機会を設けられると望ましい。</p>

※詳細については、デジタルトランスフォーメーション課（以下、「DX 課」という。）と

協議の上、実施すること。

#### (2) 高校等のデジタル関連部活動への講師派遣

令和8年度の対象校として選定する県立高校のデジタル関連部活動に対して、希望やニーズ等を把握した上で、県内IT関連企業のエンジニアや大学教授等を講師として派遣する。

委託業務	①講師派遣 5校程度、計80回を想定 ②機材準備 生徒の希望やニーズに応じた機材の準備（小型コンピューターやポケットWi-Fi、レンタルPC等）
派遣先	県立高校のデジタル関連部活動
(参考) 過去の 指導例	・Pythonを活用したプログラミング ・Raspberry Piを用いたIoT装置の製作 ・illustratorを活用したデジタル美術作品の制作 ・ぐんまプログラミングアワードへの作品提出に向けた指導 ・アイデア発想の仕方
派遣回数	1校あたり年16回程度
講師例	・県内IT関連企業エンジニア ・県内大学の教授 ※1回当たり講師1名、補助者2名を基本とする。

※詳細については、DX課と協議の上、実施すること。

#### (3) 高校生の県内IT関連企業等へのインターンシップ等の実施

前記(2)の取組を踏まえ、対象となる高校生のデジタルスキル習得と職業イメージを結びつけるため、DX課等と連携の上、インターンシップ等を実施する。

委託業務	インターンシップ等に係る事務作業 ・対象企業との調整 ・生徒の引率、安全管理など
派遣先	事業開始後、DX課と連携して検討。
実施回数	各校1回程度（1日程度を想定）
参加者	事業開始後、DX課と連携して選定。
その他	DX課と連携し、県外のIT関連企業等を1回以上実施すること。

#### (4) 発表会の開催

本事業で指導を受けた子ども達が取組成果をプレゼンする発表会を開催する。

開催時期	令和9年2月～3月
場所	群馬県庁32階NETSUGENまたは県内ショッピングモール等
発表者	前記4(1)、(2)に参加している児童生徒(複数名)
回数	年1回
その他	YouTubeでのストリーミング配信を行うこと。

#### (5) 情報発信

寄附のよびかけ及び前記4(1)～(4)に係る取組内容をHPやSNS、新聞紙面等において情報発信すること。

なお、HPやSNSについては、県のメディアプロモーション行動指針に則った運用が必要なため、DX課と連携して行うこと。

### 5 会社の実績及び業務運営体制

本業務を運営するために必要となるデジタル人材育成に関する経験やノウハウを有していること。

### 6 提出する書類

提出する書類は、以下のとおり。なお、提出はPDF等の電子ファイルとすること。

#### (1) 月次報告

契約締結日の月末から、令和9年3月まで毎月、翌月10日まで(令和9年3月の報告は3月31日まで)に月次報告書を県に提出すること。

報告書の様式は任意でよいが、以下の内容が含まれること。

- ① 実施した内容(講師、指導内容)
- ② 当該月、情報発信に活用した媒体、日時等(掲載記事も含めること)

### 7 留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、本県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務の運営が不能となり回復する見込みがないとき、県が本契約を解除して受託者に損害を賠償させることができる。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、個人情報の取扱いにあたっては、国の個人情報保護法及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和

5年4月1日施行)により適切に扱うこと。また、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

- (4) この仕様書については、基本仕様書とし追加すべき事項等が生じた場合は本県と受託者が協議して追加できるものとする。